

熊野古道伊勢路マップデジタル化事業委託業務 仕様書

1 業務名

熊野古道伊勢路マップデジタル化事業委託業務

2 業務の目的

三重県では、熊野古道伊勢路（以下「伊勢路」という。）の世界遺産登録 20 周年に向け、「歩き旅」を象徴的なイメージとして、さまざまな目的で多くの人々が伊勢路を訪れ、それが地域の活力につながっている状態をめざし、「現代の巡礼道」として伊勢路のブランディングの推進に取り組んでいる。

この中で、紙媒体で発行している熊野古道伊勢路マップをデジタル化することにより、電波の届かない場所でもスマートフォンのGPS機能を利用して現在地とルートを確認できるようにし、訪問者が迷うことなく、安心・安全に伊勢路を歩けるよう環境整備を実施する。

また、マップのデジタル化をPRして新たな客層の獲得をめざす。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

なお、委託期間中の想定スケジュールは次のとおり。

- ・令和5年12月下旬まで
GPS地図アプリシステムをアプリ上に実装
デジタルスタンプ（バッジ）キャンペーンを公開
- ・令和6年3月22日まで
成果物の納品

4 デジタル化の対象とする熊野古道伊勢路マップ

(1) KUMANO KODO ISEJI Pilgrimage Route Maps (North)

- ・ https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/document/north_2019.pdf

(2) KUMANO KODO ISEJI Pilgrimage Route Maps (Central)

- ・ https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/document/central_2019.pdf

(3) KUMANO KODO ISEJI Pilgrimage Route Maps (South)

- ・ https://www.kodo.pref.mie.lg.jp/document/south_2019.pdf

※製本したマップは、三重県東紀州振興課で提供可能です。

※契約締結時には、最新の日本語版マップに更新する予定です。

5 業務の内容

(1) GPS地図アプリシステムの構築

- ① 旅行者がスマートフォンで位置情報やルート情報、訪問スポット情報

などを把握できるように「4 デジタル化の対象とする熊野古道伊勢路マップ」で示したルートに対応する、オフラインでも活用可能なGPS地図を令和5年12月下旬までにアプリ上に実装すること。

なお、新たにアプリを作成しても、既存アプリを更新して必要な機能を搭載させる形にしてもどちらでも構わないこととする。

また、ルートの見直しを行う場合があるため、アプリ実装後もマップデータの更新が行えるよう、デジタル化の際には柔軟に対応できるようにすること。

- ② 上記5(1)①のルートについて、伊勢路を通しで歩く人と一部の峠道を歩く人がいることをふまえ、適宜行程を分割して、それぞれ専用のページを作成すること。また、そのルートの見所や歩行する際の注意事項、その他歩行距離や歩行時間、高低差、スタート地点までのアクセス等について情報発信できるようにすること。

また、利用者の利便性向上を図るため、選択したルートがハイライト表示される等の仕組みを取り入れること。

専用ページの内容については、三重県の確認及び修正指示の機会を設けること。

- ③ 通行止め等が発生した場合には、三重県からの情報提供後、即座にルート上に通行止め情報や、う回路に関する情報等を反映できる仕組みとすること。

なお、反映作業については県が操作できる仕組みとしても構わないこととする。

- ④ アプリは、iOS 及び Android OS 上で実行できるものとし、ユーザーが Google Play 及び App Store からダウンロードし無料で利用できるものとする。
- ⑤ アプリは、ユーザーがストレスなく利用できる環境を確保すること。また、アプリの開発及び運用等においてセキュリティ対策を実施すること。
- ⑥ アプリの構築にあたっては、熊野古道伊勢路マップのルートと、アプリ上のルートにずれがないか、必ず確認を行うこと（必要に応じて確認のための実踏調査を行うこと。）。
- ⑦ インバウンド対応のために将来的に英語表記が可能な拡張性のあるシステムとすること。

(2) デジタルスタンプ（バッジ）キャンペーンの実施

- ① ルート上に任意のスポット（30箇所程度を想定）を設定し、当該スポットを通過するとデジタルスタンプ（バッジ）が獲得でき、条件を満たすとオリジナル景品が進呈されるキャンペーンを実施すること。

キャンペーン実施に係る一切の費用は、委託料に含めること。

景品の内容や配付方法については、提案をふまえ、県と協議のうえ決定

する。なお、実施にあつて、個人情報の取得、利用は想定していない。

- ② デジタルスタンプ (バッジ) 獲得に関する機能については、令和5年12月下旬までに公開すること。

公開期間については、提案をふまえ、県と協議のうえ決定する。

- (3) ウェブメディア等を活用した情報発信

- ① 伊勢路の魅力の紹介及びGPS地図アプリに関する告知 (デジタルスタンプ (バッジ) キャンペーンを含む) 等に関する特集記事をそれぞれ1本ずつ作成して、広告効果の高いウェブメディアに掲載・配信すること。

特集記事の内容については、三重県の確認及び修正指示の機会を設けること。

- ② 配信結果 (PV数や閲覧者の年代、性別等) について報告書を作成して納品すること。

- ③ 観光案内所等に設置又は配布することを想定して、GPS地図アプリの広報ツールを制作すること。

広報ツールの内容については、提案をふまえ、県と協議のうえ決定する。

6 納品する成果物及び期日等

- (1) GPS地図アプリに実装されたマップデータ

- ・三重県において再生可能なデータ形式 (Illustrator (Windows) 等) とし、CD-R等の記録媒体で納品すること。

- ・データ形式は、あらかじめ三重県と協議すること。

- (2) デジタルスタンプ (バッジ) キャンペーン及びウェブメディア等を活用した情報発信

- ・実施内容や結果をまとめた報告書、記事に掲載した写真データを納品すること (データも含む)

- (3) 成果物の提出先及び期日

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部 南部地域振興局 東紀州振興課 (三重県庁2階)

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。

この間に契約不適合が発見された場合には、受託者の責任において補修等を行うこと。

8 著作権等

- (1) 上記6(1)に規定する成果物の著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) は三重県に帰属する。受託者は、当該成果物について、著作者人格権 (公表権、氏名表示権、同一性保持権) を行使しな

いものとする。

ただし、上記以外に三重県及び受託者にとって有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

なお、受託者は、当該成果物をGPS地図アプリに実装したうえで、自己のユーザーその他の第三者に提供することができる。

- (2) 上記6(2)に規定する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は受託者に帰属するものとし、三重県は当該成果物を本業務の目的を達成するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用(再編集を含む印刷物の制作等の二次使用を含む)できるものとする。

9 その他

- (1) 業務を遂行する上で、必要な資料、画像等は、原則として取材や撮影等により受託者において入手すること。なお、取材や撮影等に当たっては関係市町や神社仏閣、その他団体等と事前に調整すること。ただし、県において提供可能な資料や素材(伊勢路ルートのkmlデータ)等がある場合には、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、三重県の指示に従うこと。
- (2) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示監督する場合がある。
- (3) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には罰則の適用があるので留意すること。
- (4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (5) 受託者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 三重県に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

なお、受託者が（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる

（6）本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、三重県と協議すること。